

鬼怒川水系河川整備計画原案への意見

2016/01/17

- 基本高水流量の計算をやり直すべきである。
- 石井地点平均 3 日雨量が 37% も増えたのに、そこから算出される流量が同じということはある得ない。
- 4 ダムによる洪水調節量の計算も怪しい。ダム地点と石井地点の効果がほぼ同じということはある得ない。
- これまでの河川行政の総括を踏まえるべきである。
- 超過洪水対策を考えない定量治水を改めるべきである。
- 河川整備計画に生態系の推移を定量的に記載するべきである。漁獲量の推移くらいは書けるはずである。
- 鬼怒川は、流域の 1/3 をダムが支配する特異な河川であるという特徴を記載するべきである。河床低下と相まって水害が起きにくいという油断が生じた可能性はないのか。
- 堆砂と河床低下の効果的な解決策がないことを記載するべきである。
- 湯西川ダムは無駄であることを記載するべきである。宇都宮市では需要予測を誤ったことが判明した。暫定水利権は支障なく利用できているのであり、現実が正しい。湯西川ダムのダム地点での水位低減効果は 3.5cm にすぎない。
- 大水害の教訓を踏まえるべきである。
- 原案に大水害の課題は書かれているが不十分である。
- ダムを偏重し、堤防の整備を怠ってきたツケが回ってきたということである。
- 左岸 26K より下流は、堤防が低く、危険であることは河川管理者も流下能力図や堤防の標高の調査から分かっていた。
- 上三坂地先は、重要水防箇所にも指定されていた。
- 常総市は堤防の整備を国に要望していた。ダムは要望していなかった。
- 栃木県での住民訴訟でも鬼怒川下流の危険性は指摘・警告されていた。
- 会計検査院も上流と下流の安全度に格差があることを指摘していた。
- 国は、それらの指摘、要望、警告に対して聞く耳を持たずに、堤防の整備を後回しにして、ダム建設に邁進した。国は、堤防の危険性は認識してい

たが、緊急に補強する必要性は認識していなかったことになる。国の治水計画が完璧であると言ったことの責任をとるべきである。

- 国が堤防を強化しないのは、ダムを建設するためである。
- 洪水調節に関する費用対効果のマニュアルは、堤防が簡単に決壊することを前提としている。
- 容易に決壊しない堤防を整備すれば、マニュアルの前提が崩れ、ダムの効果は上がる計算ができなくなる。
- 国は、2008年の土木学会の提言を援用して「土堤原則」を厳守してきたのに、決壊箇所の本格改修ではその原則を放棄するのはご都合主義ではないか。
- 堤防の危険箇所には、元土木研究所次長の■■■■氏が提案するようなふとんかごを利用した堤防を整備するべきである。
- 決壊地点下流の橋脚が水位を上げた可能性はないのか。国は自ら圏央道の道路橋を建設している。アグリロードでは工作物設置許可の在り方も問題ではないか。
- ダムで水位を下げて、橋脚で水位を上げたら、マッチポンプではないか。
- 若宮戸では、国は、大洪水が来たら越水することを認識しながら、堤防設置のための用地買収をしなかったことに公物の管理者としての過失がある。
- 自然堤防がある場所は、しばしば大水が出た場所であることを意味する。
- 国は、自然堤防の掘削をしてもしなくても大差ないとでも言いたげな文書を作成しているが、掘削後に土のうを積んだ後と比較しても、掘削の前後では、越水の断面積は約10倍も違う。問題の矮小化を許してはならない。
- 鬼怒川の堤防は上流から整備された。
- 上流の整備率が高いのは、川砂の採取などにより河床が低下したので、相対的に堤防が高くなったという所長の説明は納得できない。
- 河床低下はダム下流の全川に及んでおり、下流でも河床は低下した。
- 仮に所長の説明が正しいとしても、下流部の堤防を補強する時間と予算はあった。